

別紙 補助単価表

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,480千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	56,000千円	施設数	
・小規模な介護医療院	56,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,480千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	33,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円	施設数	
・介護予防拠点	8,910千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,190千円	施設数	
・生活支援ハウス	35,700千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,190千円	整備床数	
・施設内保育施設	11,900千円	施設数	
介護施設等の合築等			
・実施要綱3(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
施設単位で補助する施設等の増床	上記の配分基礎単価を前年度の福島県内における施設種別毎の平均利用定員で除した額	増床による増加定員数	

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費）				
定員30名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,200千円	施設数		
定員29人以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	14,000千円	施設数		
・小規模な養護老人ホーム	420千円	定員数		
・施設内保育施設	4,200千円	施設数		
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	219千円	定員数 (転換前床数)		

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料（リース・レンタル費）、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）、記録業務、情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で行える介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用（購入又はリース）等。	
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・養護老人ホーム				
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定員29人以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420千円	定員数 ※小規模多機能型 居宅介護事業所及 び看護小規模多機 能型居宅介護事業 所にあつては、宿 泊定員数とする。		
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	7,000千円	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	210千円	定員数		
・小規模な養護老人ホーム	2,100千円	施設数		
・施設内保育施設				

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,190千円	整備床数	
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,380千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム 			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	734千円	整備床数	
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 （介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅 	創設 2,240千円	転換前床数	
	改築 2,770千円		
	改修 1,115千円		
介護施設等の看取り環境の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	3,500千円	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
共生型サービス事業所の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・ 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,029千円	事業所数	設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易陰圧装置設置経費支援 	4,320千円	県知事が認めた台数(定員数を上限とする)	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 	1,000千円	1カ所	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 	6,000千円	1カ所	
<ul style="list-style-type: none"> ・2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援 	3,500千円	施設・事業所	
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・多床室の個室化改修経費支援 	978千円	定員数	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	1 / 3	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。）の額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 			
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 			
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 			
<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。